

京都市告示第 157 号

平成 24 年 7 月 26 日付けで認可した石田大受町々内会，平成 16 年 9 月 7 日付けで認可した沢尻町内会，平成 27 年 8 月 10 日付けで認可した下山田村中会について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 29 年 5 月 30 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 石田大受町々内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
橋本 倍幸	吉橋 武彦

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区石田大受町 3 1 番地の 3 9 2	京都市伏見区石田大受町 3 1 番地の 2 8

2 沢尻町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
佐伯 洋次	小東 宏樹

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区京北上弓削町東中筋 1 7 番地	京都市右京区京北上弓削町沢ノ尻 1 0 番地の 1

3 下山田村中会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
辻井 健	河合 茂男

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区山田上ノ町2 1 番地	京都市西京区山田南町9 番地の5

(文化市民局地域自治推進室)